

# ハッピー光 利用規約

2026年2月19日版

New Island株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が提供する光ファイバインターネット接続サービス「ハッピー光」（以下「本サービス」といいます）の提供条件として、本規約を定めます。申込者および契約者は、本規約の内容を確認し同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

## 第1条（規約の適用）

1. 本サービスの利用には、本規約および当社が別途定める個別規定（重要事項説明書、初期契約解除制度、キャンペーン条件、運用ルール等を含みます。以下「個別規定」といいます）が適用されます。
2. 本規約と個別規定の定めが異なる場合、個別規定が優先して適用されます。
3. 本規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

申込者	本サービスの申込みを行い、利用契約成立前の者をいいます。
契約者	当社と本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます）を締結した者をいいます。
利用開始日	契約者が本サービスの利用を開始できる状態になった日（開通日）をいいます。
料金等	本サービスの月額利用料、契約金（解約金を含む）、その他契約者が支払うべき費用をいいます。

## 第2条（本規約の変更と通知）

1. 当社は、（1）本規約の変更が契約者の一般の利益に適合するとき、または（2）本規約の変更が利用契約の目的に反せず、かつ変更の必要性・内容の相当性等に照らして合理的なものであるとき、当社の裁量により本規約を変更することがあります。
2. 当社は、本規約を変更する場合、効力発生日および変更後の内容を、効力発生日の1か月前までを目安に、当社が適当と判断する方法（当社ウェブサイトへの掲示、電子メール、書面、LINE等）により通知します。
3. 効力発生日以後に契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更後の規約に同意したものとみなします。
4. 当社の都合により本サービスの全部または一部を廃止する場合も、前項に準じて通知します。ただし、当社の責に帰さない事由により事前通知が困難な場合はこの限りではありません。

## 第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、光ファイバ回線を用いたインターネット接続サービス（ベストエフォート型）です。通信速度は技術規格上の最大値であり、常時一定の速度を保証するものではありません。利用機器、宅内配線、回線の混雑状況等により速度が低下する場合があります。
2. 提供プランは次のとおりです。

区分	プラン	通信速度（最大概ね）	月額（税込）
戸建	1ギガ	1Gbps	5,060円（プロバイダ込み）
マンション	1ギガ	1Gbps	5,060円（プロバイダ込み）
戸建	10ギガ	10Gbps	7,060円（5,060円 + 2,000円）
マンション	10ギガ	10Gbps	7,060円（5,060円 + 2,000円）

3. 本サービスの提供エリアは、当社が提携する回線提供事業者（NTT東西等）の提供エリアに準じます。設備状況等により提供できない場合があります。

4. 本サービスのご利用には、回線終端装置・ホームゲートウェイ・ブロードバンドルータ等の機器が必要です。機器の準備・設定・保守は、当社が別途定める場合を除き、契約者の責任で行うものとします。

#### 第4条（申込み）

1. 申込者は、本規約に同意のうえ、当社所定の手続（申込フォーム、書面、電話、LINE等）により申込みを行います。

2. 申込者は、申込みに際して、当社が本サービス提供のために必要な情報（氏名・住所・連絡先・設置場所情報・支払情報等）を正確に届け出るものとします。

3. 当社は、申込み内容に不備がある場合、補正を求めることがあります。

#### 第5条（利用契約の成立）

1. 利用契約は、当社が申込みを承諾した時点で成立します。

2. 当社は、次のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないことがあります。

（1）申込み内容に虚偽、誤記、記載漏れがある場合 / （2）料金等の支払いに支障があると当社が判断した場合 / （3）技術上・設備上、本サービス提供が困難な場合 / （4）過去に当社または他社サービスで不払い等がある場合 / （5）その他当社が不適当と判断した場合。

#### 第6条（契約期間・自動更新）

1. 利用契約の契約期間は、利用開始日から2年間とし、期間満了日の属する月の当社所定期限までに解約申出がない場合、同一条件でさらに2年間自動更新されます。

2. 前項の自動更新後も同様とします。

#### 第7条（解約）

1. 契約者は、当社所定の方法により解約を申し出ることで、利用契約を解約できます。

2. 解約の成立タイミングは次のとおりです。

（1）毎月25日までの解約申出：当月末で解約

（2）毎月26日以降の解約申出：翌月末で解約

3. 解約月の料金等は日割り計算を行いません。

4. 最低利用期間（第6条）満了前に解約する場合、契約者は当社に対し解約金として25,000円を支払うものとします。

#### 第8条（初期契約解除）

1. 契約者が個人である場合、電気通信事業法その他関係法令に基づき、当社が交付する書面（重要事項説明書等）を受領した日を含めて8日以内であれば、書面により利用契約を解除（初期契約解除）できる場合があります。

2. 初期契約解除の詳細（手続、送付先、機器返却、解除の効果等）は、当社が別途交付する『重要事項説明書・初期契約解除制度』に定めます。

3. 初期契約解除が成立した場合、当社は、当社所定の範囲で既にお支払いいただいた料金を精算し返金または相殺します（手續の詳細は前項の書面によります）。

#### 第9条（料金等・支払方法）

1. 料金等は、第3条の月額利用料および第7条第4項の解約金等から構成されます。初期費用・工事費・手数料は本規約上は原則0円として取り扱います（ただし個別規定で別途定める場合を除きます）。

- 支払方法は口座振替のみとし、振替日は毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とします。
- 契約者は、当社が指定する方法で口座登録等の手続きを行うものとします。
- 振替不能等により支払いが確認できない場合、当社は当社所定の方法で請求し、必要に応じて提供停止等の措置を行うことがあります。

## 第10条（提供停止・契約解除）

- 当社は、契約者が料金等を支払期日までに支払わない場合、または本規約に違反した場合、事前に通知のうえ（緊急の場合を除きます）本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。
- 当社は、契約者が重大な違反をした場合、または相当期間是正されない場合、催告なく利用契約を解除できることがあります。
- 提供停止期間中であっても、契約者は料金等の支払義務を免れません。

## 第11条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

- 法令または公序良俗に反する行為
- 第三者の権利（著作権、商標権、プライバシー等）を侵害する行為
- 当社または第三者を誹謗中傷する行為
- 不正アクセス、ウイルス送信、DoS等、ネットワークに負荷を与える行為
- スパム等、不特定多数に対する大量送信
- 当社設備または本サービスの運営に支障を与える行為
- その他当社が不適切と判断する行為

## 第12条（契約者の責任）

- 契約者は、本サービスを自己の責任において利用するものとし、本サービスの利用に関連して第三者との間で紛争が生じた場合、自己の費用と責任で解決するものとします。
- 契約者の機器、室内配線、設定、電源、設置環境等に起因する不具合について、当社は責任を負いません。
- 契約者は、ID・パスワード等を適切に管理し、第三者に利用させないものとします。

## 第13条（保守・工事・中断）

- 当社は、設備保守、工事、障害対応等のため、やむを得ず本サービスを一時中断することがあります。
- 当社は、可能な範囲で事前に通知するよう努めますが、緊急の場合は事後通知となることがあります。
- 中断により契約者に損害が生じた場合でも、当社の故意または重大過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

## 第14条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービス提供のために取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律および当社のプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱います。

## 第15条（反社会的勢力の排除）

契約者および当社は、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力と関係を有しないことを表明し保証します。契約者がこれに反することが判明した場合、当社は催告なく利用契約を解除できます。

## 第16条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の書面承諾なく、利用契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡、承継、担保設定その他処分してはなりません。

## 第17条（責任制限）

1. 当社は、本サービスが契約者の特定目的への適合性、有用性、完全性、正確性を保証するものではありません。
2. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社の故意または重大過失による場合を除き、当社の賠償範囲は、直接かつ通常の損害に限り、かつ、当該損害発生月の月額利用料相当額を上限とします。
3. 逸失利益、間接損害、特別損害について当社は責任を負いません。

## 第18条（準拠法・合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約または利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合、那覇地方裁判所または那覇簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第19条（連絡先・書面送付先）

1. 本サービスに関するお問い合わせ先は次のとおりです。

会社名	New Island株式会社
サービス名	ハッピー光
LINE	<a href="https://lin.ee/dYzTd1Y">https://lin.ee/dYzTd1Y</a>
電話	050-5794-6154
受付時間	電話：平日10:00-19:00 / LINE：24時間受付
書面送付先	〒904-2236 沖縄県うるま市喜仲2-22-24-203

2. 当社が契約者に対して行う通知は、電子メール、書面、LINE、当社ウェブサイトへの掲示等、当社が適当と判断する方法で行います。

## 付則

本規約は、2026年2月19日より効力を有するものとします。